

広島市規則第 17 号

令和 8 年 3 月 27 日

広島市幹部会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市幹部会議規則の一部を改正する規則

広島市幹部会議規則（平成 24 年広島市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「企画担当会議」を「政策調整会議」に改める。

第 3 条第 2 項中「企画担当会議」を「政策調整会議」に改め、「長等」の右に「（付議事案に係る調整、意見交換等を行うものにあつては、副市長、企画総務局長及び財政局長並びに付議事案に係のある部局の長等）」を加える。

第 4 条第 1 項中「第 1 号に掲げる事項を審議事項として、第 2 号」を「次」に改め、「、それぞれ」を削り、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 次に掲げる事項で他の部局の長等への周知を図る必要のあるもの

ア 市の行政運営の基本方針に関する事項

イ 重要な施策及び事業に関する事項

ウ 重要な計画に関する事項

(2) 重要な事業、行事等で他の部局の長等が協力する必要のあるものに関する事項

第4条第1項に次の1号を加える。

(3) その他市長が必要と認める事項

第4条第2項中「企画担当会議」を「政策調整会議」に改める。

第5条中「市長」の右に「（政策調整会議（付議事案に係る調整、意見交換等を行うものに限る。）にあつては、企画総務局担任副市長）」を加える。

第9条中「2日」を「5日」に改め、「（審議事項にあつては、5日（休日の日数は、算入しない。）前）」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。